

厚岸町議会 第1回定例会

令和2年3月9日
午前10時00分開議

●議長（堀議員） ただいまから、令和2年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、11番、中川議員、12番、中屋議員を指名いたします。

●議長（堀議員） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

厚岸町における新型コロナウイルス感染症に関する状況について報告をさせていただきます。

我が国での新型コロナウイルスの感染者は、1月15日の発生以来、3月8日12時現在での感染者数は455人となり、国内の複数地域において感染経路が明らかでない患者が散発的に発生し、一部地域ではクラスターと呼ばれる小規模な集団感染が発生しております。北海道では、1月28日に最初の感染者が確認されて以来、3月8日現在の感染者数は101人で、依然として感染の拡大が続いている状況であります。

町内の状況については、2月27日、釧路保健所から連絡があり、町内では初めて新型コロナウイルスに感染している方が1名確認されました。感染が確認された方は、町内在住の60代男性で、職業は自営業。症状と経過については、2月18日に発熱、咳症状があり、2月22日に管内医療機関Aを受診。結果、胸部レントゲンにて肺炎の所見が見られ、2月24日に管内医療機関Bを受診の後、管内指定医療機関である管内医療機関Cを受診後に医療機関に入院。2月27日、道立衛生研究所において検査をしたところ陽性と判明しました。なお、海外渡航歴はなく、行動歴及び濃厚接触者については、釧路保健所が調査の上対応をしております。感染された方については、病状は比較的安定していると聞いておりますが、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

続いて、厚岸町の対応については、感染症の拡大に伴い、町民への注意喚起のため、1月29日に町ホームページに新型コロナウイルス感染予防について掲載したものをはじめとして、2月13日、道内を含む国内での感染経路不明の事例が増加していることを踏まえ、2月19日に町内においても感染症による重大な健康被害が発生するおそれがあるとして、厚岸町感染

症対策本部設置要綱に基づき町の全部局を範囲とした厚岸町感染症対策本部を設置し、これまでに5回の対策本部会議を開催。感染症に関する情報の収集と共有のほか、感染拡大防止のための対策を進めてきました。その対策に関しては、感染予防に対する正しい情報を提供することと、日常生活の中でできる限りの行動が取れるよう、厚生労働省が示した新型コロナウイルス感染症の特徴や受診・相談の目安、感染症予防についての新聞折り込みによりチラシの配布のほか、随時防災行政無線や情報告知端末、ホームページやSNS、子育て支援アプリなどを活用して町民に周知するとともに、町内での感染者が確認された翌日の2月28日からは保健福祉総合センターに電話相談窓口を開設し、町民の皆様の健康相談等に答えてきたところであります。

また、感染拡大防止に向けたやむを得ない措置として、小中学校は朝晩の検温など、子供の健康観察を保護者へ要請し、一部分散登校を予定しているものの、2月27日から3月24日まで臨時休業、子育て支援センターも2月27日から3月19日まで休所としており、児童館は2月27日から3月4日、保育所は2月29日から3月4日まで休館・休所とし、3月5日から再開しましたが、感染拡大防止のため自宅での保育や預け先の都合がつく場合は、施設の利用を自粛していただくようお願いしているところであります。また保護者には、子供の朝晩の検温を要請するとともに、受入れ時には子供の朝の体温及び体調を確認するなどの体制を取っているところであります。

町立厚岸病院においては臨時発熱外来を設置し、入口で看護師等を配置し、発熱症状などの有無を確認し、症状に応じて適切な対応を行うこととしているほか、面会者についても入口で発熱の症状を確認し、発熱症状のある方については面会をご遠慮いただいております。

他の公共施設については、3月3日から味覚ターミナルコンキリエは8日までを13日まで延長、水鳥観察館、木工センターは16日まで、厚岸情報館、海事記念館、B & G 海洋センター及び勤労者体育センターは19日まで休館とし、これらの施設で行うイベントや事業なども併せて中止することとしました。また、役場や集会施設など多くの町民などが利用される公共施設については、既存のアルコール消毒液による手指等の消毒の励行のほか、手すりやドアノブなどについて適宜消毒作業などを実施し、感染症防止に努めているところであります。

次に、町内経済への影響であります。聞き取り調査では、基幹産業である漁業については、事業者ではカキの出荷制限による減収のほか、市場における魚価の低迷が見られること、シイタケ生産では一部取引量の減少があるとのことで、酪農業については現段階では影響はないとのことであります。また、厚岸味覚ターミナルコンキリエでは休館や団体ツアーキャンセルなどで約1,700万円、漁業協同組合直売所では休業や風評被害などで約3,600万円の減収が予想されており、宿泊施設でもキャンセルが出ていると聞いております。このほか、建設業では資材仕入れの滞りや営業日数の減少で約3,100万円、製造業では水産加工業の販売量減少で約9,300万円、電気・ガスなどでは他の事業所の営業時間短縮の影響で約1,000万円、運輸・郵便では、事業所の休止などによる取扱量の減少で約1,600万円、卸売業では取引先の事業停止などの影響で約300万円、小売業では会食の中止などの影響で約2,800万円、飲食業では外出を控えるなどの影響で約3,000万円、医療・福祉では休院など営業日数の減少で約1,600万円、サービス業ではイベントの中止や仕入れの滞りなどで約3,000万円の減収が予想され、合わせて約3億900万円を超える

ものとなっており、今後さらに増えることが予想されます。

町としては、今後も町民の健康被害の発生を防止するため、また町の経済への影響を一日でも早く解消できるよう、国や北海道、釧路保健所と緊密な連携を取り、町民、議会の協力の下、厚岸町感染症対策本部を中心に町民の皆様の安心・安全の確保に全力で努めてまいります。

以上、現在までの厚岸町における新型コロナウイルス感染症の関する状況報告とさせていただきます。

●議長（堀議員） 以上で、町長の発言を終わります。

●議長（堀議員） 日程第2、議案第20号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第20号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、4人の教育委員会委員を任命しておりますが、このうち田辺正保委員の任期が本年3月31日をもって満了をいたします。

つきましては、同法第4条第2項の規定に基づき、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育・学術及び文化について識見を有する同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町宮園2丁目163番地。

氏名、田辺正保。

生年月日、昭和26年1月31日。

性別、男。

職業、無職であります。

また、田辺氏の学歴、職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は同法第5条第1項の規定により、本年4月1日から令和6年3月31日までの4年間であります。

以上、簡単な説明ですが、ご同意くださるようお願いをいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第3、議案第21号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） ただいま上程いただきました議案第21号 指定管理者の指定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月、地方自治法の改正により公の施設管理は直営管理または指定管理のいずれかを選択し、管理運営することとされたところがあります。厚岸町太田活性化施設の施設管理につきましては、平成27年3月の厚岸町議会第1回定例会において5年間の指定議決を経て、太田自治会が当該施設の管理運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となるところであります。

指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に係る条例で、原則、公募によることと規定されていますが、厚岸町太田活性化施設は地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進を図り、もって地域の活性化に資することを設置目的としており、地元自治会が利用しやすい施設及び自治会においての利用しやすい体制づくりを進めてきた経緯があることから、太田自治会に引き続き施設管理を担っていただくことが最前の方法と考え、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第6号の「本町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体において地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、相当程度事業効果が期待できると思慮されるとき」の規定により公募によらないで指定管理者の候補者を選定するため、同条第2項の規定により太田自治会に指定管理者指定申請書の提出を求め、令和2年2月10日、厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されましたので、地方自治法244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案書の記以下について読み上げさせていただきます。

1、公の施設の名称、厚岸町太田活性化施設。

2、指定管理者の名称、厚岸町太田3の通り29番地3、太田自治会。

3、業務の範囲、（1）厚岸町太田活性化施設条例（以下「条例」という。）第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 条例第7条の利用の許可に関すること。

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他町長が定める業務。

4、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案の議決後、指定管理者基本協定を締結することとなりますが、お手元に議案第21号参考資料として基本協定書案をお配りしておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第21号の説明を終わります。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

(なし)

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第4、議案第22号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第22号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書4ページをお開き願います。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

太田門静間道路は、門静地区を通る国道44号から太田地区へ抜ける幹線道路であり、また石山への道路としても利用され、比較的、大型車両が多く通行する道路となっております。その道路状況は経年劣化等により路面にひび割れやわだちが発生し、通行に支障を来しており、また、旧尾幌1号川に架かるホマカイ橋も建設から約40年が経過し老朽化が進んでいることから、路線全体の見直しと改修が必要と判断し、平成23年度から調査を始め、令和4年度までの事業期間として防衛省の補助を受けて事業を実施しているものであります。これまでは、ホマカイ橋の架け替え、軟弱地盤対策、路面对策、起点部交差点位置の変更及び太

田側の急カーブが連続する区間までの改良舗装を行ってきております。今年度はさらに太田側に向かい改良舗装工事を行うものであります。

契約の内容であります、1として、工事名（令和元年度国債）太田門静間道路改良舗装工事。

2として、工事場所、厚岸町太田。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金6,435万円。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

5ページ目をお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、道路改良舗装工として延長279.00メートル、幅員7.50メートル。道路の断面構成は、表層、密粒度アスコン厚さ3センチメートル。基礎、粗粒度アスコン、厚さ4センチメートル。上層路盤工、アスファルト安定処理、厚さ5センチメートル。下層路盤工、0から40ミリメートル砕石、厚さ40センチメートル。凍上抑制層、山砂、厚さ40センチメートル。

2、工期であります、着手は契約締結日の翌日、完成は令和2年9月30日までとするものであります。

3、参考として、位置図、平面図、道路構造図は別紙説明資料のとおりです。

6ページ目をお開きください。

今回の施工位置ですが、図面中央の丸で囲った部分、門静地区と太田地区を結ぶ町道、太田門静間道路の中間より太田側となります。

7ページをお開きください。

図面左が、起点である国道44号側、図面右は、終点であります太田地区になります。現在まで施工を終えている区間は、国道44号入口からホマカイ橋を通り、曲線区間を超えた区間、延長2,656.38メートルであります。今年度は、施工済区間から右側の令和元年度国債施工区間の改良舗装工延長279.00メートルとなります。

図面右上には、改良舗装の道路構造図を示しております。車が通る幅、片側2.75メートルは変わらないものの、路肩は0.75メートルから1.00メートルとなり、全体幅では現道より0.50メートル広くなり、7メートルが7.50メートルとなります。

なお、別途、お手元には参考資料といたしまして、1月7日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第5、議案第23号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第23号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書8ページをお開き願います。

次のとおり、工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

令和元年9月12日議案第78号をもって議決を経た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。

変更内容は下記のとおりとなります。

1 工事名、2 工事場所、3 契約の方法に変更はございません。

4 請負金額、金5,720万円から、115万5,000円の減額となる金5,604万5,000円へ変更するものであります。

5 請負契約者に変更はございません。

9 ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要を示しております。

表中の左欄に工事内容の区分・種別、そこから右に、変更前、変更後、備考となっており、構成は契約締結の際に説明させていただいた内容となっており、右、備考欄に変更の有無を記載しております。

1 工事概要ですが、横ボーリング工の本数に変更はございませんが延長が1,350メートルから34メートル減の1,316メートルに変更、山腹集水枡工は変更なし、山腹U型側溝の延長が132.0メートルから54.4メートル減の81.6メートルに変更となります。

2 工期ですが、これら工事内容の変更により工期を10日間延長し、完成が令和2年3月30日に変更になります。

3 として、位置図、平面図、断面図を添付しております。

また、内容の説明に当たり、より分かりやすくするため議案第23号参考資料をお配りしておりますので、併せてご説明させていただきます。

議案書10ページをお開きください。

位置図であります。図面中央下、床潭地区と末広地区の間の黒く示した部分のうちAブロックとBブロックの2か所となります。

変更内容の詳細でありますが、添付の図面のほか、より施工範囲を分かりやすくするため、別にお配りしている議案第23号参考資料によりご説明いたします。

まず、議案書11ページをお開きください。

図面左側、平面図Aブロックをご覧ください。図面上が床潭地区方向、図面下が末広地区方向となっております。平面図上側の楕円の点線で囲った部分はAブロックNo. 1、下側の円の点線で囲った部分はAブロックNo. 2となり、このたびの変更範囲になります。

図面右下AブロックNo. 2断面図をご覧ください。

横ボーリング工7本により地下水を山腹U型側溝62.5メートルに流す排水計画でありましたが、一部法面が急勾配で山腹U型側溝の設置ができない範囲を埋設配管に変更したことにより、U型側溝30.4メートルを減とし、山腹U型側溝を32.1メートルに変更したものであります。

別にお配りしている議案第23号参考資料の1ページをご覧ください。

ただいまご説明したAブロックNo. 2の詳細図になります。No. 1からNo. 7と記載のある線が横ボーリング工で、その線と垂直の太い実線から点線を含めた線が設計時の山腹U型側溝で、点線部分が埋設配管となり、今回減となる位置になります。

次に、議案書12ページをお開きください。

図面上部、平面図Dブロックをご覧ください。図面左が床潭地区方向、図面右が末広地区方向となっております。平面図の円の点線で囲った部分がDブロックとなります。図面下部は断面図となります。当初の設計では、断面図右側に「町道」と記載がありますが、町道右側のり面から横ボーリング工8本により地下水を山腹U型側溝に流す排水計画でありましたが、そのうち2本の横ボーリング工が、調査の結果既設水道管に接触するおそれがあったため、ボーリングの位置を町道左側のり面から施行したことにより、ボーリング工の延長が732メートルから34メートル減の698メートルに変更したことと、そのボーリング工の排水を受けるための側溝が既設町道のU型側溝を利用し地下水を排水できることから、U型側溝69.5メートルを20メートル減の49.5メートルに変更するものです。

議案第23号参考資料の2ページをご覧ください。

Dブロックの詳細図になります。No. 1からNo. 8と記載のある線が横ボーリング工で、No. 7とNo. 8の点線が今回減となる横ボーリング工の位置であります。それらの線と垂直の太い実線から点線を含めた線が設計時の山腹U型側溝で、点線部分が今回減となる位置になります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 1点だけ確認させていただきたいと思います。

既設の水道管に影響を及ぼすということで、ボーリングのほうを短くして、既設のU

型溝のほうにつなぐというふうに理解をさせていただきました。そうしますと、近年非常に大雨とかあります。既設のU型側溝で十分、大雨とか春先の融雪の水なんかも十分飲み込めるのでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答え申し上げます。

通常のU型側溝であれば、一般的な雨であれば当然排水可能であるということになりますが、その中でU型側溝の大きさを計算する中では、余裕を持った中で設計等しておりますところであります。したがって、今回の既設の側溝に地滑りの排水をつなぐことに関しましては、計算の範囲内で飲み込めるものと考えておりますが、想像を超えるような大きな雨が合った場合には、オーバーフローする可能性もあろうかなとは思っておりますが、そのためには常日頃からのU型側溝の定期的な点検であったり、清掃であったりといったところで、適切な管理を行う上で対応してまいりたいと考えてございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 まず、こういう工事をするとき、金額が下がったとか大きくなったでなくて、やはり下に住民も住んで、看板があったりするわけですから、工法上どうのこうのという問題があるかもしれないけれども、やはりこれから大雨とか今までと違った状況になってきています。設計する段階で、これらについても慎重に対応していただきたい。

それから、ただいまの答弁でございますが、施工管理しっかりしていくと、こういうご発言がありました。あそこ、よく私も通ります、末広まで行く間に。現状では、余りいい管理状態ではありません。雪解けはびっちり凍っているし、夏場は枯れ葉と草いっぱい。今でも適切な管理はされていません、あそこは。舗装まではきちんとなっている、今までの大きい工事までは。それから以降は、これからの問題もあるので、工事の進捗状況に合わせて管理をされると思うのですが、ただいま申されましたようにしっかりと管理をしていただきたいと思います。いかがですか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） まず1点目の関係ですけれども、当然道路の先には、側溝の先には民家もあったりということで、人の生活しているエリアがあるわけですから、その部分につきましては、人命や財産に被害を及ぼさないような管理をしてまいりたいと考えております。

それから工事中の管理あるいは施工後の管理でありますけれども、ただいまご指摘ありましたような事実があるとすれば、今後さらなる工事管理、さらには道路管理、そういった部分を徹底した上で、さらには確認をした上で適切な対応を取ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他にございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、議案第24号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） ただいま上程いただきました議案第24号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

議案第24号 工事請負契約の変更についてでございます。

次のとおり、工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

令和元年6月20日議案第61号をもって議決を経た工事請負契約の締結についての一部を変更するもので、変更の内容は下記のとおりとなります。

1の工事名は、御供山避難階段設置工事であります。工事名に変更はありません。

2の工事場所、3の契約の方法に変更はありません。

4の請負金額、金1億3,068万円から573万1,000円増額となる金1億3,641万1,000円へ変更するものであります。

5の請負契約者に変更はありません。

次ページをご覧ください。

参考といたしまして、工事概要を示しております。

表中の左欄に工事内容の区分・種別、そこから右に、変更前、変更後、備考となっており、構成は契約締結の際に説明させていただいた内容で、今回変更があった箇所は、備考欄に変更内容を記載しております。

1の工事概要に変更はありません。

2の工期ですが、着手は契約締結日の翌日。完成は令和2年9月30日までと、6か月間延長するものです。この工期の延長についてですが、当該工事では、多くの鋼材が使

用されており、これらを接合するためには高力ボルトが用いられます。この高力ボルトに関しては、平成30年12月26日、国土交通省から「高力ボルトの需給安定化に向けた対応について」の通知により、全国的に需給の逼迫、調達困難な状態が生じており、納期が約1.5か月から約6か月程度まで長期化し、8割強の工事で工期に影響が及んでいる状況にあるとの周知がなされておりました。この情報から、当初契約の段階では5から6か月程度の納入期間を想定し、施工を進めてきましたが、昨年12月に納入商社及び製造業者から納期が令和2年3月末になるとの連絡を受けたところであります。これは、建設工事請負契約書第21条に規定する受注者の請求による工期の延長に該当し、受注者の責めに帰すことができない理由として認められることから、同条第3項の規定により工期の延長及び必要な費用の負担を行うものです。

なお、高力ボルトの納期が延長になった理由としては、母材となる特殊鋼線材の不足、ラグビーワールドカップや東京オリンピックの関連施設建設などが主な要因と考えられております。

また、工期の延長に伴い、仮設階段及びケーブルクレーンなどの仮設機材のリース期間が延長になること、及び現場における管理費が増額になることが請負金額変更の主な理由であります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第7、議案第25号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） ただいま上程いただきました議案第25号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書15ページをご覧ください。

議案第25号 工事請負契約の変更についてでございます。

次のとおり、工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

令和元年9月12日議案第87号をもって議決を経た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更するもので、変更の内容は下記のとおりとなります。

1の工事名は、御供山津波避難広場等整備工事であります。工事名に変更はありません。

2の工事場所、3の契約の方法に変更はありません。

4の請負金額、金1億1,396万円から30万8,000円減額となる金1億1,365万2,000円へ変更するものであります。

5の請負契約者に変更はありません。

次ページをご覧ください。

参考といたしまして、工事概要を示しております。

表中の左欄には工事内容の区分・種別、そこから右に、変更前、変更後、備考となっており、構成は契約締結の際にご説明させていただいた内容で、今回変更があった箇所は、備考欄に変更内容を記載しております。

1の工事概要に変更はありません。

2の工期ですが、着手は契約締結日の翌日。完成は令和2年9月30日までと、100日間延長するものです。この工期の延長についてですが、さきに議案第24号で議決をいただきました御供山避難階段設置工事の工期延長に伴うもので、当初の設計では、新たな御供山避難階段の設置後に既設の木製階段の撤去を行うものでありましたが、階段設置が遅れることから、同様に既設階段の撤去も遅れが生じるため工期の延長となるものであります。

なお、工期が延長になるにも関わらず請負金額が減少になりますが、これは全体工期日数における冬期日数の割合が減少していることにより、現場管理費の冬期補正率が減少することによるものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第8、議案第26号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第26号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明いたします。

議案書17ページをご覧ください。

職員の定年は、職員の定年等に関する条例第3条本文において、「年齢60年」とし、同条ただし書で「町立厚岸病院において医療業務に従事する医師については、年齢67年」としております。医師の定年年齢については、昭和59年の職員の定年等に関する条例制定当初から職務の特殊性や専門性に鑑み、一般職員とは異なる「年齢65」としていたところではありますが、全国的な医師不足により、新たな常勤医師を採用することができないことから、在職中の常勤医師の就労年限を延長するため、平成29年12月に条例を改正し、平成30年4月1日から「年齢67」としたところがあります。以来、今日まで医育大学や関連病院などに対し、医師招聘の要請を行ってきたところではありますが、依然全国的な医師不足の状況は変わらず、町立厚岸病院における新たな常勤医師の確保についても極めて厳しい状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、医師確保に係る喫緊の対策として、医師の採用条件をさらに緩和する必要があることから、定年の年齢を引き上げて医師の就労年限を再延長するため、本条例を制定するものであります。

なお、説明は議案書により行いますので、別に配付しております議案第26号説明資料の新旧対照表については、参考として併せてご参照願います。

町立厚岸病院において、医療業務に従事する医師の定年を規定している第3条ただし書中、「年齢67年」を「年齢70年」に改めるものであります。

次に、附則であります。この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第9、議案第27号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第27号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

現行の国民健康保険制度は、都道府県と市町村が共同で運営しており、北海道が全体的な財政運営を、町が保険給付や保険税の賦課・徴収、資格管理、保健事業などを行っております。この制度の下、北海道は町が支払う保険給付に要する費用の全額を保険給付費等交付金として町に交付し、町は北海道が決定する国民健康保険事業費納付金を納付するため、北海道が各市町村に示す標準的な保険料率を基に保険税率を定めた上税額を決定しております。

このたびの厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、本年2月3日に北海道が示した令和2年度において厚岸町が納付すべき国民健康保険事業費納付金の総額と同じく、北海道が示した厚岸町の標準的な保険料率を基に算定したところ、国民健康保険税における基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の応能分である所得割額の算定に当たり、乗じる率を改定する必要があるため制定するものであります。

なお、条例の改正内容は、別に配付しております議案第27号説明資料の新旧対照表で説明させていただきますので、別に配付している議案第27号参考資料の①国民健康保険税率の改正案と②関係法令の抜粋を併せてご参照ください。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第3条第1項は、基礎課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率について「100分の8.52」を「100分の8.69」に改めるものであります。

第6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率について「100分の2.41」を「100分の2.53」に改めるものであります。

第8条は、介護納付金課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率について「100分の1.72」を「100分の1.83」に改めるものであります。

ここで、参考資料の①国民健康保険税率の改正案をご覧ください。

このたびの改正では、ここに記載のとおりそれぞれの所得割額の算定に関わる保険料率の改正にとどめ、均等割と世帯平等割額は現行のままとしております。これは、算定の結果、均等割額と世帯平等割額を改定しなくても、現行のままで北海道が示す納付金を確保できるとともに応能・応益の割合を維持できると判断したことによるものでありますので、ご理解願います。

議案書18ページにお戻りください。

附則であります。第1項は施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は適用区分で、この条例による改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第10、議案第28号 厚岸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

議案書19ページをご覧ください。

この条例は、令和元年12月16日から施行された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律における「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部改正において、法律の題名と条の追加に伴い条番号が改められたことにより、厚岸町固定資産評価審査委員会条例において引用する当該法律の題名と条番号を改めるため制定するものであります。

なお、説明は議案書により行いますので、別に配付しております議案第28号説明資料の新旧対照表につきましては、参考として併せてご参照願います。

固定資産評価審査委員会が書面審理を行う場合に、町長に提出を求める弁明書について電子情報処理組織、いわゆるインターネットを使用して弁明がされた場合、これを提

出された弁明書とみなすとする第6条第2項で引用する法律の題名を、法改正後の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改めるとともに、同じく引用する法律の条番号を法改正後の「第6条第1項」に改めるものであります。

次に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第11、議案第29号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第29号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

議案書20ページをご覧ください。

町が行っているがん検診受診率向上の取組としては、積極的な受診勧奨はもちろんのこと、がん予防保健事業条例に基づき、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診が40歳以上の方、子宮がん検診が20歳以上の方を対象に、75歳未満の方の受診に要する費用の約3割に相当する胃がん検診1,570円、肺がん検診410円、大腸がん検診730円、乳がん検診が50歳未満1,980円、50歳以上1,670円、子宮がん検診1,570円を受診者から徴収することとし、残る7割相当分を町が負担することとしております。また、そのほか、さらなる受診率向上のため、国の補助事業の活用と町独自の負担により、乳がん検診と子宮がん検診が平成21年度から29年度まで、大腸がん検診が平成24年度から29年度まで、各年度において検診ごとに設定した節目年齢の方を対象に徴収する費用の全部を免除いたしました。しかし、この節目年齢の方への費用免除の取組時には、相対的に受診率が1ポイントから2ポイント上昇しましたが、取組終了後の平成30年度では、胃がん9.1%、肺がん8.5%、大腸がん8.5%、乳がん14.8

%、子宮がん10.7%といずれも低く、特に胃がん、肺がん、大腸がんについては年々低下している状況にあります。一方、40歳から74歳までの方が対象の特定健康診査については、計画策定時に行ったアンケート調査で自己負担金が高いという意見が多くあったため、平成30年度から自己負担金を無料にしたところ、受診率が前年度より約3ポイント上昇いたしました。特定健康診査とがん検診は、委託先の主な受診機関において、集団検診、個別検診に関わらず併せて受診することができますが、特定健康診査が無料になっても、がん検診には、3割とは言え自己負担があるため、対象者、受診者にとって、特定健康診査無料化のメリットが感じられないものとなっているのが現状であります。

このようなことから、がん検診についてもさらなる受診率向上の取組の一つとして、受診に要する費用を無料といたしたく、本条例を制定するものであります。

改正内容については、議案書で説明させていただきますので、別に配付している議案第29号説明資料の新旧対照表については、併せてご参照願います。

費用の徴収について規定する第6条及び費用の免除について規定する第7条を削るのは、がん検診の受診に要する費用の全部を徴収しないこととし、いわゆる無料とすることによるものであります。

また、第8条を第6条に繰り上げるのは、第6条と第7条の2条を削ることによるものであります。

なお、無料化による影響額については、歳入において本年度当初予算と比較して、約159万6,000円が減額になるものと試算しております。

続いて、附則であります。第1項はこの条例の施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は経過措置になります。この条例の施行の日前に受診したがん検診に要する費用の取扱いについては、なお従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

7番、杉田議員。

●杉田議員 今、ご説明の中にもありましたけれども、特定健診と併せて大変大きな効果を発揮してくれるものと期待しております。ぜひ告知、広報もしっかりとお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） もう4月から集団の検診も始まりますので、しっかりとPRしていきたいと思います。

●議長（堀議員） よろしいですか。（「はい」の声あり）

●議長（堀議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第12、議案第30号 厚岸漁港休憩施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸漁港休憩施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

このたび、若竹第2埠頭に建設していた漁港休憩施設が完成し、本年4月1日から供用を開始することから、当該施設の名称及び位置を厚岸漁港休憩施設設置条例に追加するため本条例を制定するものであります。

条例案の内容をご説明いたします。別に配付している議案第30号説明資料の新旧対照表をご覧ください。

第1条中の改正は、港町の現有施設の建設において活用した補助事業名を削るとともに、これまで第2条に置いていた厚岸漁港休憩施設の略称規定を加えるものであります。

第2条の改正は、第1条に置くこととした厚岸漁港休憩施設の略称規定を削り、港町にある現有施設の名称を「厚岸港町漁港休憩施設」に改め、新設した漁港休憩施設の名称を「厚岸若竹第2埠頭漁港休憩施設」と、位置を「厚岸町若竹1丁目4番地」として加えるとともに、施設が複数になるため、表を用いて簡潔で分かりやすい規定方法に改めるものであります。

議案書の21ページをご覧ください。

附則であります。この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 本条例の改正点については何も、賛同する、賛意をするものでございますが、1点だけ確認をしておきたいというか。現有の港町休憩施設、新しいところは七、八月頃オープンというふうに理解をしております。しからば、現有施設、二つあるからこういうふうに制定をされたのでしょうかけれども、今後、この施設、港町のほうはどういう利用をされていくのか。今年度は貯蔵庫もこっちにあります。これらの利用状況については、町としてはどのように捉えておられるのですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 現有施設につきましては、当面の間に関しては、両方併設のまま利用する形になります。新しい漁港休憩施設、今回の若竹第2埠頭のほうにつきましては、4月1日からの供用開始ということにさせていただいております。ただ、議員おっしゃっており、衛生管理型漁港のほうが現段階では7月いっぱいまでかかるということで、そういう意味からしますと、それまでの間につきましては港町を使うと。港町と新しい若竹第2埠頭、併用しながら使っていただくことになります。現状の港町の施設につきましても、船がふくそうする場合につきましては、かなり混み合う場合もございますので、そういう意味からしまして、当面の間は併設と。この先、来年度以降、様子を見ながら、使い方については利用者の方たち、それと漁業協同組合と協議をしながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、将来については魚組と相談しながら方向性を協議していくと。令和2年度については、夏場だけですか。冬場は利用閉鎖しているのでしょうか。その辺については、まず今年度。まず今年度、令和2年については何月頃から何月頃まで、年中やるのかどうかも含めて。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 利用期間につきましては、通常でありますとサケマス漁から。ですから5月以降とかですね、それからですけれども、準備の関係ございますので、早ければ4月からのご利用があるかなと考えております。それと、厚岸町でおきますとサンマ漁終了までですから11月いっぱい、もしくは長い年でいえば12月のご利用ということもございました。冬場、それ以降につきましては、基本的には漁港のトイレ部分、これにつきましてはご利用できることになっておりますけれども、それ以外のいわゆる外来漁船の方たちが使う部分につきましては、冬期間は基本的には閉鎖というふうにしているところでございます。

●議長（堀議員） 他にございますか。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第13、議案第31号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第31号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

令和2年4月1日から施行される民法の一部を改正する法律において、個人の根保証は、極度額を限度として責任を負うこと、また極度額の定めのない保証契約は無効となることが規定され、これらの規定が町営住宅の賃貸借契約に基づく賃料や損害賠償債務等を保証する保証人にも適用されることになることから、厚岸町営住宅管理条例に新たに設定しなければならない極度額に関する規定と、本年3月19日に供用開始を予定している新設の町営住宅、いわゆる松葉地区まちなか団地に関する規定を追加するため、本条例を制定するものであります。

続いて、条例の改正内容については、別に配付の議案第31号説明資料の新旧対照表で説明いたします。

1ページ目をご覧ください。

条例中で用いる用語の意義を定めている第2条の改正は、同条に第5号として極度額の設定に当たり基準となる公営住宅法施行令第3条第1項に規定する「近傍同種の住宅の家賃」を追加するものであります。

第12条の2は、改正民法の規定により、保証人が保証する極度額の設定に関する規定を追加するもので、当該極度額を第12条第1項第1号の規定により、「町営住宅借受証書が提出された日の属する年度の入居決定者が入居する町営住宅の近傍同種の住宅の家賃の12箇月分に相当する額」と定めるものであります。

なお、極度額の設定に係る月数については、平成30年度に国土交通省が行った裁判所の判決における連帯保証人の負担額に係る調査において、裁判所の判決で民間賃貸住宅における借主の未払い家賃等を連帯保証人の負担として確定した額が、平均で家賃の約13.2か月分、最小で2か月、中央値で12か月、最大値で33か月であったとの結果を基に、

当町では中央値の12か月を採用することとしたものであります。

第15条第1項の改正は、条例中で用いる用語の意義を定めている第2条に「近傍同種の住宅の家賃」を第5号として追加したことにより、括弧書きによる定義規定を削るものであります。

同条第3項は、第1項と同様、条例中で用いる用語の意義を定めている第2条に「近傍同種の住宅の家賃」を第5号として追加し、当該用語の意義を定めたことにより同項を削るものであります。

第54条第3項の改正は、第15条の改正と同様、条例中で用いる用語の意義を定めている第2条に「近傍同種の住宅の家賃」を第5号として追加したことにより、引用条番号を改めるとともに、読替規定を削るものであります。

続いて、別表の改正は、40の項として、いわゆる松葉地区まちなか団地の位置、棟番号、建築年度、構造、種別、室構成、個数及び設備等を追加するものであります。

議案書の23ページをご覧ください。

附則であります。この条例は令和2年4月1日から施行するとすることとし、別表の改正規定は、令和2年3月19日から施行するとするもので、改正民法に伴う改正部分については法施行日と同日の本年4月1日から、松葉地区まちなか団地に関する改正部分については供用を開始する3月19日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第14、議案第32号 厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第32号 厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容について

ご説明申し上げます。

令和2年4月1日から施行される民法の一部を改正する法律において、個人の根保証は、極度額を限度として責任を負うこと、また極度額の定めのない保証契約は無効となることが規定され、これらの規定が菌床きのこ生産者住宅の賃貸借契約に基づく賃料や損害賠償債務等を保証する保証人にも適用されることになることから、厚岸菌床きのこ生産者住宅条例に新たに設定しなければならない極度額に関する規定を追加するため、本条例を制定するものであります。

続いて、条例の改正内容は、議案書で説明いたしますので、別に配付している議案第32号説明資料の新旧対照表は参考として併せてご参照願います。

それでは、議案書の24ページをご覧ください。

第6条の2は、改正民法の規定により、保証人が保証する極度額の設定に関する規定を追加するもので、当該極度額を厚岸町営住宅管理条例第2条第5号に規定する「近傍同種の住宅の家賃の12箇月分に相当する額」と定めるものであります。

なお、極度額の設定に係る月数については、議案第31号と同様でありますので省略させていただきます。

次に、附則であります。この条例は、改正民法の施行日と同日の令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 前の議案のときにお聞きすればよかったのですがけれども、ちょっとそのときに聞かないで今聞くのは申し訳ないのですがけれども、極度額の設定がなければならないと。要するに保証人の保証額というのが、頭はこれだけですよというのが決めなければならないということですよね。それで、そのときの計算方法として、改正の要旨で、極度額近傍同種の住宅の家賃の12か月分というふうになっているのです。それで、現実問題として、このきのこ住宅というのは上尾幌地区ですよね。そこでの近傍同種の住宅というのは、どういうものを指すのでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問のとおり、現実問題、上尾幌にはそういった近傍同種の住宅が存在していません。その中で、計算方法としては、国が定めた基準にのっとり計算するわけですが、土地の価格であったり、あと住宅の再建築価格であったり、それから減価償却の率ですとか、あともろもろに係る管理費といった部分を勘案した計算方式の中で計算をした中で算出するといったような状況にあります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 そうしますと、今のお話を聞いただけで、12か月分でこのぐらいになるなと分かる人はいないと思うのです。そうすると、やはり一つの標準といいますか、基準といいますか、そういう計算をするとおおよそのぐらいになりますよというものは、前もってそういう責任を負わざるを得ない人には、示しておいたほうが親切ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいまのご質問ですが、このたびの民法の改正に伴う極度額の設定におきましては、その保証人となる方にも当然金額の提示をしなければいけないということになっております。そうした上で、今回条例出させていただいているのは、あくまでも基準の計算方法という形で提案させていただいております。近傍同種の家賃自体が、実は毎年変動するといったような状況の中で、今回条例案の中にもありますように、入居した年の近傍同種の家賃というものを計算したものを極度額という形で設定すると。その極度額につきましても、借受証書の中できちんと金額を明示した中で借受証書を提出していただくという流れになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他にございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第15、議案第33号 厚岸町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（水上課長） ただいま上程いただきました議案第33号 厚岸町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容について説明申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。

本条例は、このたび北海道知事の同意を得て、厚岸町公共下水道事業計画で定め、事業期間を第6期厚岸町総合計画の計画期間に合わせ、令和12年3月31日までに厚岸終末処理場の処理能力における計画処理人口を、同じく第6期厚岸町総合計画の将来推計人口を踏まえ6,000人に晴天時1日最大量を、将来の汚水量を見据え3,808立方メートルに変更したことから、厚岸町公共下水道設置条例で定める計画人口と処理施設の処理能力について、事業計画との整合を取り、変更計画後の変更処理人口と晴天時1日最大量に改め制定するものであります。

なお、晴天時1日最大量の条例における処理能力の変更については、これまで水処理施設4か所を使用した場合、1日最大4,454立方メートルとしていましたが、将来人口の推計を基に今後の町内から排水される汚水処理量を算定した結果、現行の処理施設3か所を使用した場合で1日最大3,808立方メートルとすることが適切であるとの考えによるものであります。

続いて、条例の改正内容は、別に配付の議案第33号説明資料の新旧対照表で説明させていただきますので、ご覧願います。

なお、前段で申し上げたとおり、いずれの改正もこのたび公共下水道事業計画の変更内容と整合を取るためのものとなっております。

第3条第2号の改正は、計画人口について「7,400人」を「6,000人」に改めるものであります。

第4条第4号の改正は、処理能力について「1日最大4,454立方メートル」を「1日最大3,808立方メートル」に改めるものであります。

議案書の25ページにお戻り願います。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第16、議案第34号 厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

- 危機対策室長（田崎課長） ただいま上程いただきました、議案第34号 厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

厚岸町防災行政無線施設は、平成29年度から3か年でデジタル化整備を行っており、最終年度となる今年度につきましては、予備局及び屋外拡声子局のほか、戸別受信機の更新を行ったことから、予備局及び屋外拡声子局の設置場所について、条例の関係規定の整理を行うものであります。

条例案の説明をいたします。別に配付している議案第34号厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第2条の改正は、役場庁舎に設置している親局が、災害等により機能停止や損失した場合、釧路東部消防組合厚岸消防署に設置している遠隔制御局からも放送することができなくなるため、非常用親局として機能する予備局を整備したことから、表に追加するものであります。

ここで、併せてお配りしている議案第34号説明資料厚岸町防災行政無線施設整備場所図によりご説明いたしますので、双方をご覧ください。

予備局は黒三角で示しており、図面では左上の枠囲みの中の釧路東部消防組合厚岸消防署内であります。

次に、新旧対照表の2ページから3ページにかけては別表の全部改正であります、改正部分のみをご説明いたします。

新たに設置した屋外拡声子局のうち、同一地番内に2か所存在するものがあることから、現行の別表表記では屋外拡声子局数が判断できなくなるため、通し番号を加え全部改正とするものです。

次に、厚岸町真栄3丁目1番地の屋外拡声子局は、設置場所に移動はありませんが、厚岸町役場の屋上に設置してあることが分かるよう「厚岸町真栄3丁目1番地、厚岸町役場屋上」に改めるものであります。

次に、厚岸町床潭135番2の屋外拡声子局につきましては、電波伝搬調査結果から、昨年度、同地区に設置していた2か所の屋外拡声子局を1か所に集約したものであります。が、気象状況等により聞き取りにくい状況にあることが判明したため、厚岸町床潭128番へ移設し、新たに厚岸町床潭262番1へ新設したものであります。図面では、右下となります。白四角が移設前の屋外拡声子局、黒四角が移設後の屋外拡声子局、黒丸が新設の屋外拡声子局の位置を表しております。

次に、厚岸町末広321番の屋外拡声子局ですが、図面では右下の黒丸で位置を表しております。末広地区の沿岸域で防災行政無線の放送が聞こえるよう、新たに2か所の屋外拡声子局を設置したことにより加えるものであります。

議案書の28ページをお開き願います。

附則であります。この条例は、令和2年4月1日から施行することとし、町長はこの

条例の施行の日前においても、防災行政無線の設置及び使用に必要な準備行為をすることができる準備行為規定を設けるものであります。

以上、簡単な説明であります、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 すみません、ちょっと念のためにお聞きするのですが、議案第34号説明資料で見ますと、末広に通し番号でいうと22番と23番の、これは黒丸ですから屋外拡声子局が新設されるわけですね。この図面で見ると、随分この22番と23番離れているのですが、これ、同一地番なのでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎課長） 記載のとおり、これ、同一地番になっております。かなり大きな地番ということになっております。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 令和元年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前11時36分休憩

午後2時18分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） 日程第17、議案第11号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算、議案第12号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第13号 令和元年度厚岸町

簡易水道事業特別会計補正予算、議案第14号 令和元年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第15号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第16号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第17号 令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第18号 令和元年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第19号 令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査については、令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般審査結果が委員長からなされております。委員長の報告を求めます。

3番、室崎委員長。

●室崎委員長 ご報告申し上げます。

令和元年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第11号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算外8件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（堀議員） 初めに、議案第11号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 次に、議案第12号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 次に、議案第13号 令和元年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長

の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第14号 令和元年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第15号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第16号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第17号 令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第18号 令和元年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第19号 令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時25分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和2年3月9日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員